



29 資第 174 号

平成 29 年 (2017 年) 9 月 4 日

安定型産業廃棄物最終処分場設置者 様

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正について (通知)

平素から、廃棄物の適正処理に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) の一部を改正する政令 (平成 27 年 11 月 11 日政令第 376 号) が公布され、平成 29 年 10 月 1 日以降、水銀使用製品産業廃棄物 (中間処理後物を含む。) (別紙参照) である廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの安定型最終処分場への埋立処分が禁止されることとなりましたので、通知します。

については、平成 29 年 10 月 1 日以降、水銀使用製品産業廃棄物 (処理後物を含む。) を安定型最終処分場において埋立処分すると処理基準違反となりますので、適正処理をするようお願い申し上げます。

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係

課長：丸山 良雄 担当：胡桃澤 博司

電話：026-235-7164

FAX：026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp

(別紙) 水銀使用製品産業廃棄物 (施行規則第7条の2の4)

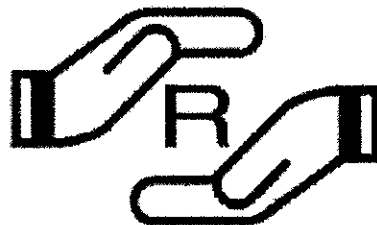
(水銀使用製品産業廃棄物)	
第七条の二の四 令第六条第一項第一号ロの水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるものは、次に掲げるものが産業廃棄物となったものとする。	
一	新用途水銀使用製品の製造等に関する命令 (平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号) 第二条第一号又は第三号に該当する水銀使用製品であって別表第四に掲げるもの
二	前号に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品 (別表第四右欄に×印のあるものに係るものを除く。)
三	前二号に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

別表第四

1 水銀電池		19 顔料	×
2 空気亜鉛電池		20 ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	
3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	21 灯台の回転装置	
4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	×	22 水銀トリム・ヒール調整装置	
5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	23 水銀抵抗原器	
6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×	24 差圧式流量計	
7 農薬		25 傾斜計	
8 気圧計		26 層波数標準機	×
9 湿度計		27 参照電極	
10 液柱形圧力計		28 擺力計	
11 弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	29 医薬品	
12 圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	30 水銀の製剤	
13 真空計	×	31 塩化第一水銀の製剤	
14 ガラス製温度計		32 塩化第二水銀の製剤	
15 水銀充滿圧力式温度計	×	33 よう化第二水銀の製剤	
16 水銀体温度計		34 硝酸第一水銀の製剤	
17 水銀式血圧計		35 硝酸第二水銀の製剤	
18 温度定点セル		36 チオシアン酸第二水銀の製剤	
		37 酢酸フェニル水銀の製剤	
		備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。	

<参考>水銀等が使用されていることが表示されている水銀使用製品

- ・ 日本語による標記 (水銀)
- ・ 英語による表記 (mercury)
- ・ 化学記号 (Hg)
- ・ J-Moss 水銀含有マークのあるもの



Hg

J-Moss 水銀含有表示の一例

○参照条文 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（下線が改正部分）

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一、二 （略）

三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ（ルに規定する場合にあっては、(1)を除く。）及びロ並びに第三号二及びホの規定に例によるほか、次によること。

イ 次に掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。

(1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機器器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）をいう。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(2) （略）

(3) 第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴って生じたもの（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(4) 第二条第七号に掲げる廃棄物で事業活動に伴って生じたもの（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(5)・(6) （略）

ロ～ウ （略）

四、五 （略）

2 （略）

